

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第9回 2023年10月10日(火) 10:00~11:50)

I 開会

II 副会長挨拶

III 議事

- ・ テクノロジーに関する倫理規則の改正
- ・ 守秘義務の用語変更に関する倫理規則の改正
- ・ 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体(PIE)の定義に関する倫理規則の改正
- ・ 業務チームの定義及びグループ監査(ET-GA)に関する倫理規則の改正

【資料No.1~2】

IV 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第9回倫理委員会有識者懇談会	1
倫理規則本文改正案	2

倫理委員会有識者懇談会

第9回

2023/10/10



本日の議事次第

1. テクノロジーに関する倫理規則の改正
2. 守秘義務の用語変更に関する倫理規則の改正
3. 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体（PIE）の定義に関する倫理規則の改正
4. 業務チームの定義及びグループ監査（ET-GA）に関する倫理規則の改正

※ 以下のスライドに記載の文案は、2023年10月10日時点における文案となります。

1. テクノロジーに関する 倫理規則の改正

倫理規則改正の背景（1/2）

- 原則主義（プリンシプル・ベース）の概念のもと、進化し続けるテクノロジーの変革に可能な限り耐えられるよう、次の事項を目標に、倫理規則の改正を行った。
 - ▶ デジタル時代において重要な基本原則の要素に関連したガイダンスを提供する。
 - ▶ 職業会計士が、テクノロジーの利用によってもたらされる変化に対応するためのマインドセットや行動を導く上で、倫理規則の堅牢性を高める。
 - ▶ 監査業務又は保証業務の依頼人に対して、会計事務所等及びネットワーク・ファームがテクノロジー関連の非保証業務を提供できる場合及び提供できない場合の状況を明確化し、対処する。

倫理規則改正の背景（2/2）

- 改正に当たっては、データガバナンスサイクル全体（特にデータに関する論点）を考慮し、新たなコミュニケーションツールの誕生や、データへのアクセスが容易となったことなどを踏まえ、職業会計士が遵守すべき「守秘義務（サブセクション114）」に関する改正を行った。
- なお、倫理規則における「テクノロジー」の範囲は広範であり、将来的な未知のテクノロジーを含むあらゆるテクノロジーを包含することを意図している。

テクノロジーに関する倫理規則改正公開草案の概要

1. 職業的専門家としての能力
- 2. 守秘義務**
3. 複雑な状況
4. テクノロジーの利用
5. 密接なビジネス上の関係
6. ホスティング
- 7. 用語集への追加（Confidential Information）**
- 8. 実務ガイダンスへのQ&Aの追加について**

⇒前回有識者懇談会での説明から大きく変更があった、上記太字項目を取り上げて解説する。

2-1. 守秘義務（新规定の構成①）

現行規定	新规定（赤字が新設部分）
<p>R114.1 守秘義務の原則の遵守</p> <p>(1) 日常生活における守秘義務</p> <p>(2) 会計事務所等内部において業務上知り得た秘密についての守秘義務</p> <p>(3) 潜在的な依頼人等から業務上知り得た秘密についての守秘義務</p> <p>(4) 正当な理由なく業務上知り得た秘密を開示してはならない</p> <p>(5) 自己又は第三者のための業務上知り得た秘密の利用</p> <p>(6) 業務上の関係が終了した後の、業務上知り得た秘密の利用又は開示</p> <p>(7) 監督下にある職員等の守秘義務</p>	<p>R114.1 守秘義務の原則の遵守</p> <p>(1) 日常生活における守秘義務</p> <p>(2) 会計事務所等内部において業務上知り得た秘密についての守秘義務</p> <p>(3) 潜在的な依頼人等から業務上知り得た秘密についての守秘義務</p> <p>(4) 監督下にある職員等の守秘義務</p>
	<p>114.1 A1 秘密を守るための適切な対応</p>
	<p>R114.2 守秘義務の原則の遵守における禁止事項</p> <p>(1) 業務上知り得た秘密の開示</p> <p>(2) 自己又は第三者のための業務上知り得た秘密の利用</p> <p>(3) 業務上の関係が終了した後の、業務上知り得た秘密の利用又は開示</p> <p>(4) 公開された秘密の利用、開示</p>

2-1. 守秘義務（新规定の構成②）

現行規定	新规定（赤字が新設部分）
<p>114.1 A1 守秘義務が解除される正当な理由</p> <p>(1) 法令等で要求されている場合</p> <p>(2) 依頼人の許可があり、かつ、法令等で禁止されていない場合</p> <p>(3) 法令等で禁止されておらず、職務上の義務又は権利がある場合</p>	<p>R114.3 秘密の開示又は利用が認められる場合（R114.2の例外）</p> <p>(1) 開示又は利用する法律上又は職業上の義務又は権利がある場合</p> <p>(2) 依頼人の許可があり、かつ、法令等により禁止されていない場合</p> <p>114.3 A1 守秘義務が解除される正当な理由</p> <p>(1) 法令等で要求されている場合</p> <p>① 訴訟手続、② 法令等に基づく検査等、③ 法令違反等事実の申出</p> <p>(2) 法令等で禁止されておらず、職務上の義務又は権利がある場合</p> <p>① 品質管理レビュー、② 本会からの質問等、③ 訴訟手続における会員の擁護、④ 職業的専門家としての基準</p>
<p>114.1 A2 守秘義務解除の適切性の判断基準における考慮事項</p> <p>(1) 依頼人等の了解がある場合でも、当事者の利益が不当に損なわれるおそれ</p> <p>(2) 裏付けの有無</p> <p>(3) 伝達方法、伝達先</p> <p>(4) 伝達先の適切性</p>	<p>114.3 A2 守秘義務解除の適切性の判断基準における考慮事項</p> <p>(1) 依頼人等の了解があり、当事者の利益が不当に損なわれるおそれ</p> <p>(2) 裏付けの有無</p> <p>(3) 伝達方法、伝達先</p> <p>(4) 伝達先の適切性</p> <p>(5) 開示法域等と異なる法域で秘密情報が生成された場合</p>
<p>R114.2 依頼人等との関係終了後の守秘義務</p>	<p>114.3 A3 会計事務所等が業務上知り得た秘密情報の使用又は開示を求める状況</p> <p>R114.4 依頼人との関係終了後の守秘義務</p>

2-2. 守秘義務に関する改正の概要（再掲）

- 守秘義務に関して、主に以下の改正を行う。
 - ▶ R114.1項の規定が強化され、守秘義務に関して職業会計士が遵守すべき事項、禁止される事項に分けて規定を再編する。
 - ▶ 守秘義務が適用される業務上知り得た秘密について、情報が適切に又は不適切に公開されたかにかかわらず、利用又は開示すべきではないことを明記した。(R114.2(4))
 - ▶ 守秘義務が適用される情報の利用又は開示が可能な特定の条件を、適用指針から要求事項とする。(R114.3)
 - ▶ 職業会計士が業務上知り得た秘密の利用又は開示の了解を求める可能性がある状況の例に関して、その情報が研修目的、製品又は技術の開発、研究、又は業界又は他のベンチマークデータ又は研究のための指針として利用される場合がある旨の解説を追加する。(114.3 A3)

2-3. 守秘義務に関し前回の有識者懇談会でいただいたコメント

- R114.2項(4)では、公開情報に守秘義務が適用されることとなり、日本における守秘義務の考え方と矛盾しているように見えるほか、適切に公開された秘密の利用又は開示が制限されることで、守秘義務の適用上の柔軟性を縮小させる方向に見える。
⇒次のスライドで説明する。
- 「情報」と「秘密」の2つの言葉で混乱を招くおそれもあるため、用語集に「Confidential Information（秘密）」の定義を追加しないことも考えられるのではないか。
⇒後ろのスライドで示すとおり、
「秘密情報（Confidential Information）」とする。

2-4. 前回有識者懇談会後の当協会での議論

前回有識者懇談会時点の文案

R114.2 R114.3項の場合を除き、会員は、次のいずれも行ってはならない。

- (1) 業務上知り得た秘密を開示すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を会員、会計事務所等、所属する組織、又は第三者のために利用すること。
- (3) 業務上知り得た秘密を、業務上の関係が終了した後においても、利用又は開示すること。
- (4) 守秘義務**秘密保持の義務**が適用される**秘密情報**について、その情報が適切に又は不適切に公開されたかにかかわらず、利用又は開示すること。

- 原文ではpublicly availableとあるが、公開草案段階ではpublicly domainであった。「publicly available」の訳出を再検討する必要があるのではないか。
- R114.2 (4) で守秘義務の対象が広がったとしても、監査契約書では公知となった情報は今でも守秘義務の対象から外しているため、監査契約書により依頼人の同意を得れば、R114.3項が適用され、守秘義務の実質的な対象は現状と変わらないのではないか。

⇒IESBA倫理規程の趣旨も鑑み、倫理規則の本文について、上記の赤字のとおり修正を行うこととする。

その上で、利用又は開示が許される情報の範囲については現行の倫理規則が想定しているものと比べて実質的に変わらない旨を実務ガイダンスのQ&Aで追加することを検討している。

2-5. 守秘義務（参考情報）

- 平成31年1月22日金融庁公表：会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会「会計監査に関する情報提供の充実について ― 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として ―」
 - ▶ しかしながら、公認会計士法においては、守秘義務の対象となるのは、**企業の「秘密」に当たるものとされており、未公表の情報すべてが含まれるわけではない。**
- 2021年11月22日倫理委員会公表：守秘義務に関する倫理規則の改正に当たっての考え方
 - ▶ 会員は、監査及びその他の業務に従事する過程で、依頼人、雇用主又はその他の第三者に関連する情報を知り得る立場にある。したがって、会員が業務上知り得た情報には、会計事務所等、雇用主及び依頼人から知り得た情報並びに専門業務を行うことにより知り得たその他の会社等の様々な情報が含まれ（倫理規則注解4第2項）、これには企業の公表情報のように既に公知になっている情報のみならず、経営者による情報開示がされていない未公表情報等様々な情報が含まれると考えられる。
 - ▶ 会員は、基本原則に従い職業的専門家としての正当な注意を払うことにより、その内容に応じて知り得た情報の適切な管理と利用を行うべきであると考えられる（現行倫理規則第36条等）。しかし、倫理規則における守秘義務の対象となる情報の範囲については、業務上知り得た情報の全てが対象となるわけではなく、守秘義務の対象として保護すべき情報は「秘密」に該当するものであり、守秘義務の本来の趣旨である依頼人又は雇用主の信頼を得て情報提供の円滑化を図るという趣旨に照らしても（現行倫理規則注解4第1項）、そのように考えることが妥当であると考えられる。

7. 用語集への追加 (Confidential Information)

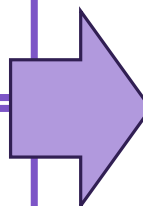
- 新規用語「Confidential information」を導入するに当たり、有識者懇談会及び倫理委員会での意見を踏まえ、現行の「業務上知り得た秘密JP」との統合を検討している。

業務上知り得た秘密JP

— 会員が、会計事務所等又は所属する組織から知り得た秘密並びに専門業務を行うことにより知り得た依頼人及びその他の事業体の秘密

秘密 (Confidential information)

形式や媒体を問わず（文書、電子、映像、口頭を含む）、一般に公開されていない情報、データ、又はその他の文書



秘密情報 (Confidential information)

形式や媒体を問わず（文書、電子、映像、口頭を含む）、一般に公開されていない情報、データ、又はその他の文書。

なお、業務上知り得た秘密情報とは、会員が、会計事務所等又は所属する組織から知り得た秘密情報並びに専門業務を行うことにより知り得た依頼人及びその他の事業体の秘密情報をいう。

8. 実務ガイダンスへのQ&Aの追加について

テクノロジーに関しては、以下のQ&Aの新設を検討している。

- サブセクション113 – 職業的専門家としての能力及び正当な注意
 - ▶ 倫理規則第113.1 A2項「組織的スキル」の解説
- サブセクション114 – 秘密保持
 - ▶ 倫理規則R114.2項(4)の趣旨の解説

2. 「守秘義務」の用語変更に関する 倫理規則の改正

「守秘義務」を「秘密保持」に変更（1/2）

- 現在、倫理規則上では、基本原則やサブセクション114などにおいて「守秘義務」という言葉を使用している。
- 倫理規則の守秘義務は、自主規制として設けている基本原則の一つであることから、基本原則であることを強調するために、「守秘義務の原則」を「**秘密保持の原則**」に用語を変更することとしたい。
 - ▶ 新たなコミュニケーションツールの誕生、今日のデータ主導の世界や、データへのアクセスが容易となったことなどを踏まえ、データガバナンスサイクル全体（データの生成又は収集、その利用、移転、保存、普及や適法な破棄まで）を通して、情報の秘密保持がいっそう重要となっている。

「守秘義務」を「秘密保持」に変更（2/2）

- 併せて、次の用語の変更も検討する。
 - ▶ 「業務上知り得た秘密」⇒「**業務上知り得た秘密情報**」（confidentiality of information acquired in the course of professional and business relationship）
 - ▶ 「秘密」又は「機密情報」⇒「**秘密情報**」に統一（confidential information）
- 倫理規則・実務ガイダンスで「守秘義務」という言葉を使用している個所についても、本改正に併せて修正する。

「守秘義務」の用語変更に伴う関連用語の変更の例

修正案

R114.2 R114.3項の場合を除き、会員は、次のいずれも行ってはならない。

- (1) 業務上知り得た秘密~~情報~~を開示すること。
- (2) 業務上知り得た秘密~~情報~~を会員、会計事務所等、所属する組織、又は第三者のために利用すること。
- (3) 業務上知り得た秘密~~情報~~を、業務上の関係が終了した後においても、利用又は開示すること。
- (4) ~~秘密保持の義務守秘義務~~が適用される~~情報秘密~~について、その情報が適切に又は不適切に公開されたかにかかわらず、利用又は開示すること。

- 基本原則を始めとした「守秘義務」の用語を、「秘密保持」に修正
- 用語「業務上知り得た秘密」を「業務上知り得た秘密情報」に修正（7. 用語集への追加（Confidential Information）のスライド参照）。

守秘義務に関する新规定の構成（用語変更後） 1/2

現行規定	新规定（赤字が新設部分）
<p>R114.1 守秘義務の原則の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日常生活における守秘義務 (2) 会計事務所等内部において業務上知り得た秘密についての守秘義務 (3) 潜在的な依頼人等から業務上知り得た秘密についての守秘義務 (4) 正当な理由なく業務上知り得た秘密を開示してはならない (5) 自己又は第三者のための業務上知り得た秘密の利用 (6) 業務上の関係が終了した後の、業務上知り得た秘密の利用又は開示 (7) 監督下にある職員等の守秘義務 	<p>R114.1 秘密保持の原則の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日常生活における秘密保持 (2) 会計事務所等内部において業務上知り得た情報についての秘密保持 (3) 潜在的な依頼人等から業務上知り得た情報についての秘密保持 (4) 監督下にある職員等の秘密保持
	<p>114.1 A1 秘密を守るための適切な対応</p>
	<p>R114.2 秘密保持の原則の遵守における禁止事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務上知り得た情報の開示 (2) 自己又は第三者のための業務上知り得た秘密情報の利用 (3) 業務上の関係が終了した後の、業務上知り得た秘密情報の利用又は開示 (4) 公開された情報の利用、開示

守秘義務に関する新规定の構成（用語変更後） 2/2

現行規定	新规定（赤字が新設部分）
	<p>R114.3 秘密情報の開示又は利用が認められる場合（R114.2の例外）</p> <p>(1) 開示又は利用する法律上又は職業上の義務又は権利がある場合</p> <p>(2) 依頼人の許可があり、かつ、法令等により禁止されていない場合</p>
<p>114.1 A1 守秘義務が解除される正当な理由</p> <p>(1) 法令等で要求されている場合</p> <p>(2) 依頼人の許可があり、かつ、法令等で禁止されていない場合</p> <p>(3) 法令等で禁止されておらず、職務上の義務又は権利がある場合</p>	<p>114.3 A1 秘密情報の開示が要求される又は開示する義務若しくは権利がある場合</p> <p>(1) 法令等で要求されている場合</p> <p>① 訴訟手続、② 法令等に基づく検査等、③ 法令違反等事実の申出</p> <p>(2) 法令等で禁止されておらず、職務上の義務又は権利がある場合</p> <p>① 品質管理レビュー、② 本会からの質問等、③ 訴訟手続における会員の擁護、④ 職業的専門家としての基準</p>
<p>114.1 A2 守秘義務解除の適切性の判断基準における考慮事項</p> <p>(1) 依頼人等の了解がある場合でも、当事者の利益が不当に損なわれるおそれ</p> <p>(2) 裏付けの有無</p> <p>(3) 伝達方法、伝達先</p> <p>(4) 伝達先の適切性</p>	<p>114.3 A2 秘密情報の開示又は利用の適切性の判断基準における考慮事項</p> <p>(1) 依頼人等の了解があり、当事者の利益が不当に損なわれるおそれ</p> <p>(2) 裏付けの有無</p> <p>(3) 伝達方法、伝達先</p> <p>(4) 伝達先の適切性</p> <p>(5) 開示法域等と異なる法域で秘密情報が生成された場合</p>
	<p>114.3 A3 会計事務所等が業務上知り得た秘密情報の使用又は開示を求める状況</p>
<p>R114.2 依頼人等との関係終了後の守秘義務</p>	<p>R114.4 依頼人との関係終了後の秘密保持</p>

3. 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体 (PIE) の定義に関する倫理規則の改正

PIEの定義に関する倫理規則の改正

1. PIEに係る倫理規則の改正の背景
2. PIEに関する倫理規則の改正概要
3. 今後想定される事項
4. (参考) IESBA倫理規程におけるPIEの範囲
5. (参考) 公認会計士法上の大会社等
6. (参考) PIEに適用される規定

1. PIEに係る倫理規則の改正の背景

- IESBA倫理規程は、次の事由を背景として、PIEに係る規定の改訂を行った。
 - ▶ 保険監督者国際機構（IAIS）やバーゼル銀行監督委員会等の規制当局関係者が、銀行を含む金融機関に係るPIEの定義の再検討を提案した。
 - ▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）が、多くの法域の規制当局がPIEの定義を定める権限を有していないことを指摘した。
 - ▶ 欧州連合（EU）、オーストラリア及び南アフリカ等の法域において、IESBA倫理規程とは異なるPIEの定義や範囲を採用しているため、IESBA倫理規程との間の共通性や相異点、及び国際的に収斂させることのメリットについて検討を行った。
- IESBAは、本会を含む各国の倫理基準設定団体に対し、PIEの範囲に係る精緻化を求めており、これを受けて本会は、改訂されたIESBA倫理規程を参考に、我が国の実情も勘案しながら、PIEの範囲に関する検討を行うこととした。

1. PIEに係る倫理規則の改正の背景

- IESBA倫理規程は、次の事由を背景として、上場事業体に係る定義の改訂を行った。
 - ▶ 「上場事業体」の定義に関連し、「広く認められている証券取引所」の解釈について、課題を認識した。
 - ▶ 国際的な資本市場の発展やクラウドファンディング等の新たな資本調達様式を受け、IESBA倫理規程における上場事業体の定義の明確化と更新が必要であることを認識した。
 - ▶ IESBA倫理規程では、「上場事業体」の用語の代わりに「公に取引されている事業体」の用語を用いることとし、その定義の見直しを行った。
- 本会は、改訂されたIESBA倫理規程を参考に、我が国の実情も勘案しながら、「上場事業体」の用語の改正を行うこととした。

2. PIEに関する倫理規則の改正概要

① 主な規定の構成

セクション400 監査及びレビュー業務における独立性に対する概念的枠組みの適用	項番号
はじめに	
PIEの財務諸表監査に対して適用される要求事項及び適用指針の趣旨	400.13、400.15
事業体の財務状況に対する社会的影響度の程度を評価する際に考慮する事項	400.14
要求事項及び適用指針	
(3) 社会的影響度の高い事業体	
PIEの範囲（検討中）	R400.22～R400.23
会計事務所等がPIEとして取り扱うその他の事業体（検討中）	400.24 A1
開示	R400.25、R400.26
用語集	
公に取引されている事業体、社会的影響度の高い事業体	

(注) 上記の他、用語の修正（「上場事業体」を「公に取引されている事業体」への変更）や項番号の修正等を行っている。

2. PIEに関する倫理規則の改正概要

② PIEの財務諸表監査に対して適用される規定の趣旨

- 倫理規則パート4Aで規定されている要求事項及び適用指針には、PIEの監査のみに適用されるものがある。
これは、PIEの財務的健全性が利害関係者に与える潜在的な影響に起因する、当該事業体の財務状況に対する高い社会的影響度を反映したものである。（400.13）
- 利害関係者は、PIEの財務状況に対する社会的影響度の重要性により、当該事業体を対象とした監査業務を行う会計事務所等の独立性について、より一層高い期待を有している。
第400.13項において規定されているPIEの監査に対する要求事項と適用指針の目的は、これらの期待に沿うことであり、それにより、当該事業体の財務状況の評価に際し使用される当該事業体の財務諸表について、利害関係者の信頼を高めることになる。（400.15）

2. PIEに関する倫理規則の改正概要

③ 社会的影響度の程度を評価する際に考慮する事項

- 事業体の財務状況に対する社会的影響度の程度を評価する際に考慮する事項には、次のものが含まれる。(400.14)
 - ▶ 事業体の主な事業の一環として、公に財務上の義務を引き受けるなど、その事業又は活動の内容
 - ▶ 事業体が財務上の義務を履行するという信用を供与するために設計された、規制当局の監督の対象となるかどうか。
 - ▶ 事業体の規模
 - ▶ 財務上の破綻が生じた場合に、どの程度容易に置換えが可能かを含む、事業を行うセクターに対する事業体の重要性
 - ▶ 投資家、顧客、債権者及び従業員を含む、利害関係者の数及び性質
 - ▶ 事業体の財務上の破綻が生じた場合に、他のセクター及び経済全体に与える潜在的なシステミックな影響

2. PIEに関する倫理規則の改正概要

④ PIEの範囲（検討中）

R400.22 会計事務所等は、本パートを適用する上で、事業体が次の種類のいずれかに該当する場合には、その事業体をPIEとして取り扱わなければならない。

(1) 公に取引されている事業体。

これには、公認会計士法上の大会社等に該当する上場事業体が該当する。

(2) 主たる機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体。

これには、公認会計士法上の大会社等に該当する預金等受入を事業とする金融機関が該当する。

(3) 主たる機能の一つが公に保険を提供することである事業体。

これには、公認会計士法上の大会社等に該当する保険会社が該当する。

(4) 第400.15項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は本規則によってPIEとして取り扱われる事業体。

これには、(1)から(3)までに該当する公認会計士法上の大会社等以外の公認会計士法上の大会社等が該当する。

R400.23 会計事務所等は、R400.22項における要求事項を遵守する際、R400.22項(1)から(3)までに規定する類型に関して、法令等又は本規則により定められているより明確な定義を考慮しなければならない。

2. PIEに関する倫理規則の改正概要

⑤ 会計事務所等がPIEとして取り扱うその他の事業体(検討中)

- 会計事務所等は、本パートの目的に照らし、その他の事業体をPIEとして扱うかどうかを決定することが推奨される。会計事務所等は、当該決定を行う場合、第400.14項に規定されている事項に加え、次の事項を考慮することが考えられる。
(400.24 A1)
 - (1) 近い将来において、当該事業体がPIEになる可能性が高いかどうか。
 - (2) 類似の状況において、前任の会計事務所等が当該事業体についてPIEに対する独立性に関する要求事項を適用していたかどうか。
 - (3) 類似の状況において、会計事務所等が他の事業体についてPIEに対する独立性に関する要求事項を適用していたかどうか。
 - (4) 法令等又は本規則により、当該事業体がPIEに該当しないと定められていたかどうか。
 - (5) 当該事業体又はその他の利害関係者が、会計事務所等に対して、PIEに対する独立性に関する要求事項を当該事業体に適用することを要請していたかどうか。その場合、当該要請に応じない理由があるかどうか。
 - (6) 当該事業体のコーポレート・ガバナンスの状況。例えば、監査役等が所有者又は経営者と区別されているかどうか。

2. PIEに関する倫理規則の改正概要

⑥ 開示

- R400.26項の場合を除き、会計事務所等は、事業体の財務諸表の監査を実施する際に、PIEに対する独立性に関する要求事項を適用している場合、利害関係者にとっての情報の適時性及び入手のしやすさを考慮した上で、適切と考えられる方法により当該事実を開示しなければならない。(R400.25)
- R400.25項の例外として、会計事務所等は、開示することが当該事業体の秘密に該当する将来計画の開示につながる場合、そのような開示を行わないことが認められる。(R400.26)

(注) スライド32に記載のとおり、国際監査・保証基準審議会（IAASB）では、監査報告書において、当該監査対象事業体がPIEに該当することを開示することが検討されている。

2. PIEに関する倫理規則の改正概要

⑦ 用語集

公に取引されている事業体（新規）

公開市場メカニズム（証券取引所における上場を含む）を通して取引されている譲渡可能な金融商品を発行している事業体。

関連する証券法令等により定義された上場事業体は、公に取引されている事業体の一例である。

社会的影響度の高い事業体（PIE）（改正）

パート4Aを適用する上で、事業体が次の種類のいずれかに該当する場合には、その事業体は、PIEとして取り扱われる。

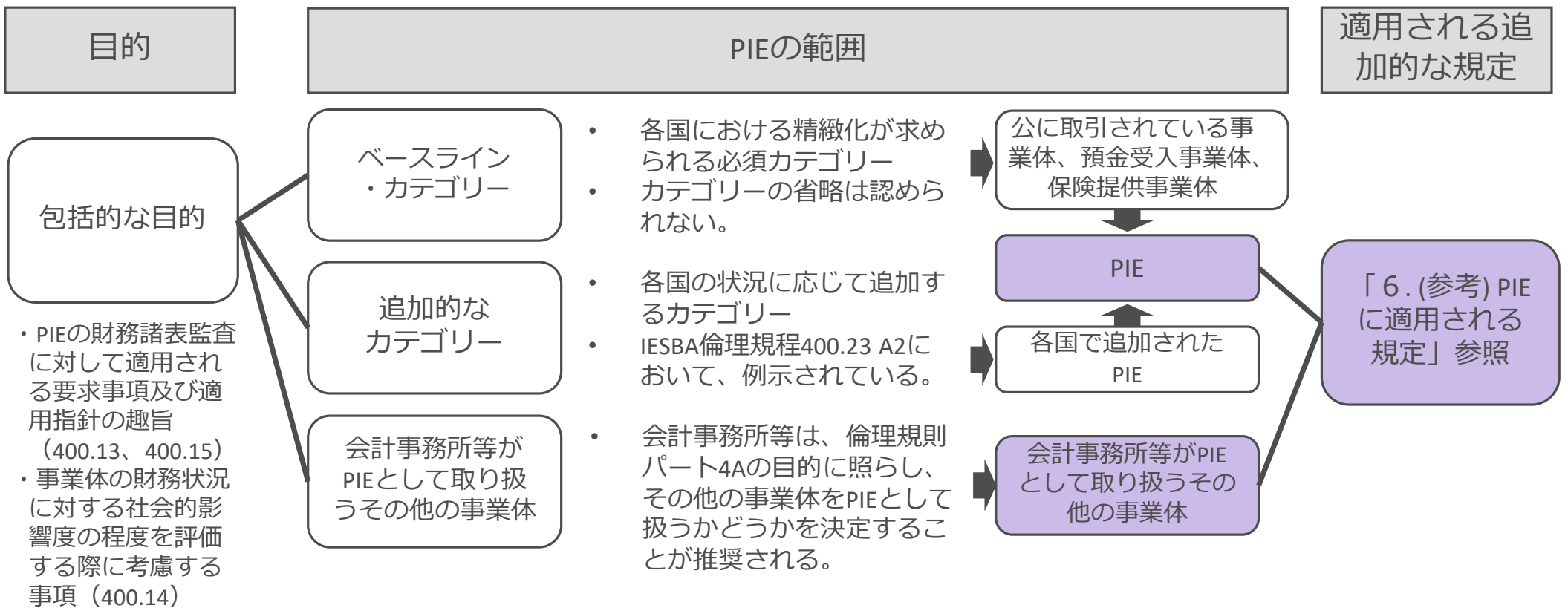
- (1) 公に取引されている事業体
- (2) 主たる機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体
- (3) 主たる機能の一つが公に保険を提供することである事業体
- (4) 第400.15項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は本規則によってPIEとして取り扱われる事業体

3. 今後想定される事項

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）では、監査報告書において、当該監査対象事業体がPIEに該当することを開示することが検討されている。
- IAASBでは、上場事業体の監査向けに定めている国際監査基準等の要求事項を、PIEの監査にも拡大することについて議論を進めている。影響のある領域としては、例えば、次が挙げられる。
 - ◆ 監査上の主要な検討事項（KAM）
 - 監査報告書において、会計事務所等が特に重要であると判断した事項を開示する。
 - 監査対象事業体の未公表の情報を含める必要があると判断した場合は、財務諸表等において、追加の情報開示を促すことがある。
 - ◆ 継続企業の前提（GC）
 - 会計事務所等が、監査報告書において、継続企業の前提に関する経営者の評価をどのように検討したかの説明を記載する。

4. (参考) IESBA倫理規程におけるPIEの範囲

IESBA倫理規程におけるPIEの範囲の全体像



4. (参考) IESBA倫理規程におけるPIEの範囲

ベースライン・カテゴリー

- 本パートの適用上、次の区分のいずれかに該当する場合、会計事務所等は、その事業体を社会的影響度の高い事業体として取り扱わなければならない。 (R400.22)
 - a. 公に取引されている事業体
 - b. 主要な機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体
 - c. 主要な機能の一つが公に保険を提供することである事業体
 - d. 第400.15項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は職業的専門家としての基準によって社会的影響度の高い事業体として取り扱われる事業体

- 法令等又は職業的専門家としての基準により定められているより明確な定義を考慮に入れなければならない。 (R400.23)
- R400.22項(a)~(c)に規定する類型は、広範に定義されており、特定の法域において関連し得る規模やその他の要素については、認定していない。そのため、倫理規程は、職業会計士に対する倫理基準の設定に責任を持つ機関が、例えば次により、これらの類型をより明確に定義することを規定している。 (400.23 A1)
 - ▶ 有価証券取引のための特定の公開市場に言及すること。
 - ▶ 銀行又は保険会社を定義する現地の法令等に言及すること。
 - ▶ 相互会社形態の事業体など、特定の種類の事業体を対象とした適用除外を導入すること。
 - ▶ 特定の種類の事業体に関する規模の規準を設けること。

4. (参考) IESBA倫理規程におけるPIEの範囲

- 本パートの適用上、次の種類のいずれかに該当する場合、会計事務所等は、その事業体を社会的影響度の高い事業体として取り扱わなければならない。(R400.22)

- a. 公に取引されている事業体
- b. 主要な機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体
- c. 主要な機能の一つが公に保険を提供することである事業体
- d. 第400.15項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は職業的専門家としての基準によって社会的影響度の高い事業体として取り扱われる事業体

追加されるカテゴリー

- R400.22項(d)では、職業会計士に対する倫理基準の整備を所掌する機関が、第400.14項に規定しているような事項を考慮に入れた上で、第400.15項において規定している目的を達成するため、社会的影響度の高い事業体の類型を追加することを想定している。特定の法域における事実及び状況に応じて、そのような類型としては、次のものが含まれる可能性がある。(400.23 A2)
 - ▶ 年金基金
 - ▶ 集団投資ビークル
 - ▶ (投資家以外の) 利害関係者が多数存在する非公開事業体
 - ▶ 非営利活動団体又は政府系事業体
 - ▶ 公益事業体

5. (参考) 公認会計士法上の大会社等

- 会計監査人設置会社（ただし、最終事業年度の資本金が百億円未満、かつ、最終事業年度の負債の部の合計額が千億円未満の株式会社を除く。）
- 金融商品取引法第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（ただし、金融商品取引法第5条第1項の特定有価証券の発行者で、特定有価証券以外に一定の有価証券を発行していない者を除く。また、金融商品取引法第24条第1項第3号又は第4号により有価証券報告書を提出する発行者で最終事業年度の資本金が五億円未満又は売上高若しくは売上高の三年平均額が十億円未満であり、かつ、最終事業年度の負債の部の合計額が千億円未満の者を除く。）
- 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行
- 保険業法第2条第2項に規定する保険会社
- 全国を地区とする信用金庫連合会
- 全国を地区とする労働金庫連合会
- 全国を地区とする信用協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人法第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人
(公認会計士法第24条の2、同施行令第8条・第9条・第10条)

6. (参考) PIEに適用される規定

- 監査対象事業体が新たにPIEに該当することになった場合、会計事務所等は、例えば、次のような規定の遵守が求められる。(倫理規則に関するQ&A QG-7-1参照)
 - ▶ 報酬依存度
 - ◆ 特定のPIEである事業体に対する報酬依存度が5年連続して15%を超える場合には、原則として監査人を辞任することとされている。
 - ▶ 報酬関連情報に関する監査役等とのコミュニケーション
 - ◆ 会計事務所等の独立性を評価するための有用な情報として、会計事務所等の報酬関連情報について、監査役等とのコミュニケーションを行うことが求められる。
 - ▶ 報酬関連情報の開示
 - ◆ 監査報告書において、会計事務所等の報酬関連情報を開示することが求められる。
 - ▶ 監査業務の依頼人への就職
 - ◆ 業務執行社員等であった者は、一定期間の経過後でなければ、PIEの役員等に就くことはできないこととされている。
 - ▶ 担当者の長期関与とローテーション
 - ◆ 業務執行社員等は、累積して7会計期間を関与した後、2～5年のクーリングオフ期間を経なければ、再度関与することはできないこととされている。
 - ▶ 非保証業務（非監査業務）の提供
 - ◆ 自己レビューという阻害要因が生じる可能性のある非保証業務の提供が原則的に禁止される。
 - ◆ 提供可能な非保証業務については、事前に監査役等からの了解を得ることが求められる。

4. 業務チームの定義及びグループ監査 (ET-GA) に関する倫理規則の改正

倫理規則改正の背景

- 次の監基報・品基報が改正されたことに伴い、倫理規則における用語の定義の見直しを行った。
 - ▶ 監基報220「監査業務における品質管理」
 - ▶ 品基報1「監査事務所における品質管理」
 - ▶ ISA600（改訂）「グループ監査における特別な考慮事項」
- グループ監査業務における独立性の取扱いを明確化するため、セクション405を新設する改正を行った。
 - ▶ セクション405「グループ監査業務」を新設
 - ▶ セクション405では、グループ監査業務を実施する際の概念的枠組みの適用に関連する具体的な要求事項及び適用指針を定めている。

これまでの有識者懇談会・倫理委員会でいただいたコメント

- ① 「監査業務チーム (Audit Team)」と「グループ監査チーム (Group audit team)」の用語の定義の見直しについて、用語の整合性が取れていないのではないかと。
 - ▶ 次スライドのとおり、用語の見直しを行う。
- ② 監査業務チームの定義の見直しに関して、監査業務チームの中に、「業務チーム」や「監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができるその他の者」、「会計事務所等内の者又は会計事務所等と契約している者」、「ネットワーク・ファーム内のその他の者」等の用語が含まれているが、これらの用語の包含関係がわかりにくい。「監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができるその他の者」は、「会計事務所等内の者又は会計事務所等と契約している者」及び「ネットワーク・ファーム内のその他の者」を含む概念なのか。それにより、監査業務チームの定義の捉え方が変わると考える。
 - ▶ 2つ後のスライドで説明する。なお、必要に応じてQ&Aの作成等も検討する。

コメント①への対応：用語の変更

- コメントを踏まえて次のとおり用語の修正を行う。

対応するIESBAの用語	用語と修正
Audit Client	監査業務の依頼人
Audit Team Engagement Team Assurance Team Review Team	監査業務チーム 業務チーム 保証業務チーム レビュー業務チーム
Key Audit Partner	監査業務の主要な担当社員等
Component	構成単位
Component Audit Client	構成単位の監査の依頼人 ⇒構成単位の監査業務の依頼人
Component Auditor Firm	構成単位の監査人である会計事務所等

対応するIESBAの用語	用語と修正
Group Audit Client	グループ監査の依頼人 ⇒グループ監査業務の依頼人
Group Audit Team	グループ監査チーム ⇒グループ監査業務チーム
Group Engagement Partner	グループ監査責任者 ⇒グループ監査業務執行責任者
Group	グループ
Group Auditor Firm	グループ監査人である会計事務所等

コメント②への対応：定義（監査業務チーム） 1/2

監査業務チーム

業務チーム

専門業務を実施する社員等及び専門職員

業務の手段を実施するその他の者

ネットワーク・ファームに所属する者

会計事務所等のネットワークに所属していないその他の会計事務所等に所属する者又はその他のサービス・プロバイダーに所属する者

監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができるその他の者

会計事務所等内の者又は会計事務所等と契約している者

次を含む：

監査業務の実施に関連して監査業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者

当該業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者

当該業務に係る審査を実施する者、又は審査の目的に沿ったレビューを実施する者

ネットワーク・ファーム内のその他の者

次を除く：

外部の専門家

業務を直接補助する内部監査人

監査業務の結果に直接的な影響を与えることができない者

コメント②への対応：定義（監査業務チーム） 2/2

- 「監査業務チーム」の図は、倫理規則の用語集における「監査業務チーム」及び「業務チーム」の定義に沿って作成されている。
- 以下にて、図との関係を色分けして示した。図では、「監査業務チーム」の(2)及び(3)で共通している要素を「監査業務の結果に直接影響を及ぼすことができる者」としてまとめて表現している。
 - ▶ 「監査業務チーム」の定義
 - (1) 監査業務に携わる業務チームの全ての者
 - (2) 監査業務の結果に直接影響を及ぼすことができる会計事務所等内のその他の全ての者、又は会計事務所等と契約しているその他の全ての者
 - (3) 監査業務の結果に直接影響を及ぼすことができるネットワーク・ファーム内のその他の全ての者
 - ▶ 「業務チーム」の定義
 - ◆ 専門業務を実施する社員等及び専門職員
 - ◆ 業務の手続を実施するその他の者
- 「グループ監査業務チーム」の図も同様の構成となっている。

(参考) 定義 (グループ監査業務チーム)

グループ監査業務チーム

業務チーム

専門業務を実施するグループ監査人である会計事務所等に所属する社員等及び専門職員

業務の手段を実施するその他の者

ネットワーク・ファームに所属する者

グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないその他の会計事務所等に所属する者又はその他のサービス・プロバイダーに所属する者

グループ監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができるその他の者

グループ監査人である会計事務所等内の者又は当該会計事務所等と契約している者

次を含む：

グループ監査業務の実施に関連してグループ監査業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者

グループ監査業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者

グループ監査業務に係る審査を実施する者、又は審査の目的に沿ったレビューを実施する者

グループ監査人である会計事務所等のネットワーク・ファーム内のその他の者

グループ監査人である会計事務所等のネットワーク・ファームに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等内のその他の者

次を除く：

外部の専門家

業務を直接補助する内部監査人

構成単位の監査業務に影響を及ぼすことができたとしても、グループ監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができない者

ディスカッションポイント

- これまでに説明した、倫理規則の改正公開草案の各論点について同意するか。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会